

富山市水産物・和牛等を楽しモーキャンペーン参加事業者募集要項

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に白えびや和牛等の市内産農林水産物の消費が落ち込み、また、市内の飲食店やホテル等においても利用者が低迷し、大きな影響が出ています。

このため、白えび等の水産物や市内産和牛等を使用したコース料理等を提供する飲食店等で利用できる水産物・和牛等を楽しモークーポンを発行し、市内産農林水産物の消費拡大を図るとともに、飲食店等の利用を促進し、地域経済の活性化を図るものです。

2 水産物・和牛等を楽しモーキャンペーンの概要

- (1) 発行クーポン 水産物・和牛等を楽しモークーポン
- (2) 申込対象者 満 18 歳以上の富山市民（令和 2 年 11 月 16 日現在）
- (3) 割引額及び発行枚数
 - ① 2,000 円 2 枚 1 組 10,000 組（20,000 枚）
 - ② 4,000 円 2 枚 1 組 5,000 組（10,000 枚）
- (4) 利用者申込期間 令和 2 年 10 月 16 日（金）から令和 2 年 10 月 30 日（金）まで
- (5) 利用期間 令和 2 年 11 月 16 日（月）から令和 3 年 2 月 14 日（日）まで
- (6) 利用方法
 - ①市内の飲食店等（登録制）で、とやま市漁業協同組合で水揚げされた水産物若しくは富山市産食用肉を使用したコース料理、テイクアウト商品又はデリバリー商品（以下、「キャンペーン対象メニュー」という。）の支払い時に利用可能
 - ②2,000 円割引クーポンは 4,000 円以上、4,000 円割引クーポンは 8,000 円以上のキャンペーン対象メニューの支払い時に利用可能
- (7) 対象飲食店等 この要項の定めにより登録を完了した市内飲食店等
- (8) 注意事項
 - ①他の割引クーポン等との併用は不可
 - ②クーポンの複製利用不可
 - ③3密の回避など、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

3 対象飲食店等の参加条件及び申込方法

- (1) 参加条件 富山市内に所在する飲食店又は宿泊施設で、次の全ての要件を満たすこと。
 - ①とやま市漁業協同組合で水揚げされた水産物若しくは富山市産食用肉を使用したコース料理、テイクアウト商品又はデリバリー商品を提供すること。
 - ②コース料理には「水産物・和牛等を楽しモーコース」、テイクアウト商品及びデリバリー商品には「水産物・和牛等を楽しモー商品」の名称を付すこと。
 - ③キャンペーン対象メニューのお品書き等に富山市産食材を使用している旨を明示し、店舗ホームページに掲載すること。（ホームページがない場合は、当該内容を記した書類を市へ提出すること。）
 - ④食品衛生法第 52 条の規定による飲食店営業の許可など、当該事業を運営する上で必要な許可を得ていること。
 - ⑤富山市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 26 日富山市条例 13 号）を遵守すること。
 - ⑥公序良俗に反しないこと。
 - ⑦新型コロナウイルスの感染症対策が十分に講じられる飲食店等であること。
 - ⑧誓約書の内容について遵守することを誓約すること。

- (2) 申込期間 令和2年9月29日(火)から令和2年12月18日(金)まで
※9月29日(火)以降、審査を終えたものから順次市ホームページ上に掲載します。
※10月15日(木)までに申しいただき、審査を終えた施設はクーポンと併せて当選者に送付する「クーポン取扱店舗一覧」に掲載します。なお、10月16日(金)以降も随時申込の受付を行い、市ホームページ上に随時掲載します。

(3) 申込方法

クーポン取扱店として登録を希望する方は、この「募集要項」に同意の上、別添の「富山市水産物・和牛等を楽しモークーポン取扱事業者登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送または持参によりお申込みください。

【提出先】

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市農林水産部農政企画課

4 クーポン取扱厳守事項

- (1) クーポンは、とやま市漁業協同組合で水揚げされた水産物若しくは富山市産食用肉を使用したコース料理、テイクアウト商品又はデリバリー商品（キャンペーン対象メニュー）の提供において利用可能です。
- (2) 2,000円割引クーポンは税込み4,000円以上、4,000円割引クーポンは税込み8,000円以上のキャンペーン対象メニューの支払い時に利用可能です。
- (3) コース料理は1人前4,000円以上となるものが対象です。
- (4) 宿泊施設の場合は、食事料金のみ対象であり、宿泊料金は対象外となります。
- (5) デリバリー商品は商品代金のみ対象であり、配送料は対象外となります。
- (6) 2(5)に示す利用期間内において、クーポンを持参し、キャンペーン対象メニューを注文した方に対し、クーポンに記載されている額面相当額の代金を割引して請求してください。
- (7) 期限を過ぎたクーポンは受け取らないでください。
- (8) クーポンの盗難・紛失、滅失又は偽造等に対して、発行者は責任を負いません。通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等のクーポンの受け取りは、取扱事業者の責任となりますので十分注意してください。
- (9) クーポンの交換、譲渡、及び売買を行うことはできません。

5 取扱事業者の責務等

- (1) キャンペーン対象メニューのコース料理には「水産物・和牛等を楽しモーコース」、テイクアウト商品及びデリバリー商品には「水産物・和牛等を楽しモー商品」の名称を付すこととし、キャンペーン対象メニューをクーポン利用者が認識できるよう、その旨をわかりやすく明示してください。
- (2) キャンペーン対象メニューのお品書き等に富山市産食材を使用している旨を明示し、ホームページに掲載してください。ホームページがない場合は、当該内容を記した書類を市へ提出すること。
- (3) クーポンの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、キャンペーンの趣旨に反する行為を行わないでください。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制を確保すること。
- (5) 券番号がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、富山市農林水産部農政企画課（TEL.076-443-2266）に報告してください。

- (6) クーポンを受け取った場合は、再流出を防止するため、クーポン裏面の取扱店舗欄に利用日・住所・店舗名を記載（インク（ボールペン等）記入又はゴム印）し、既に記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- (7) 水産物・和牛等を楽しモーキャンペーンの周知等、事業の運営に御協力ください。

6 取扱店の取消し

募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定取消し、損害金が発生した際は当該金額を請求する場合があります。

7 精算請求手続き

- (1) 使用済みのクーポンは、裏面の取扱店舗欄に利用年月日・住所・店舗名を記載（インク（ボールペン等）記入又はゴム印）し、市が指定する方法・場所にて精算手続きを行ってください。記載がない場合には、精算に応じられませんので、必ず明記してください。
- (2) 精算請求手続きの際には、以下のものを提出してください。
- ①クーポン精算請求書
 - ②使用済みクーポン（裏面に利用年月日・住所・店舗名を記載し、枚数を確認）
※使用済みクーポンは、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで
1枚ずつ離れた状態で提出してください。
- (3) 精算請求期間は、令和2年11月24日(火)から令和3年3月5日(金)までとなります。精算請求期限を過ぎての精算には一切応じられませんので、ご注意ください。なお、振込予定については次のとおりです。
- ・令和2年12月7日(月)までに提出：12月28日(月)までに振込
 - ・令和3年1月5日(火)までに提出：1月29日(金)までに振込
 - ・令和3年2月5日(金)までに提出：2月26日(金)までに振込
 - ・令和3年3月5日(金)までに提出：3月26日(金)までに振込
- ※精算請求手続きは今後変更になる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

○お問い合わせ

富山市農林水産部農政企画課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
Tel. 076-443-2266 Fax. 076-443-2185
Mail. tanoshimo@city.toyama.lg.jp